

平成二十四年六月二十六日受領
答弁 第二一九三号

内閣衆質一八〇第二九三号

平成二十四年六月二十六日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員木村太郎君提出キタミズクラゲ対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員木村太郎君提出キタミズクラゲ対策に関する質問に対する答弁書

一及び二について

農林水産省においては、北海道、青森県及び岩手県並びにこれらの道県内の漁業協同組合等から、キタミズクラゲによる漁業被害が発生しているとの情報を得ているが、現時点では、漁業被害の詳細な状況は把握できていない。また、キタミズクラゲの発生の状況及び発生の原因については、北海道以北の亜寒帯域で発生したキタミズクラゲが、親潮の潮流によりこれらの道県の沿岸まで浮遊し出現しているものであるとする学説が存在することは承知しているが、発生の原因は、学術的に確定していないと承知している。

三について

農林水産省としては、キタミズクラゲの出現の状況及びキタミズクラゲによる漁業被害の状況を、北海道、青森県及び岩手県と情報を共有しつつ、調査するとともに、漁業被害の防止対策として、有害生物漁業被害防止総合対策事業により、漁業協同組合等によるクラゲ駆除用の水中ポンプの導入に要する経費を助成しているところである。今後とも引き続き、これらの取組を進めていく考えである。